

令和2年8月
修正

ソフトバンク株式会社から提出された 四半期報告の概要及び確認の結果

平成30年度第2四半期
(平成30年7月～9月)

この資料は、第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」という。）に基づき、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）から提出された四半期報告の概要を確認の結果とともに公表するものである。

※第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画（3,400MHzを超え3,480MHz以下の周波数を使用する特定基地局）の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）に関する四半期報告。

1. 報告結果

1 サービスの状況

特定基地局によるサービスについては、平成31年度末の開始を計画しているため、今四半期では開始に至っていない。

2 特定基地局の整備計画

| | 今四半期の実績値 | 計画値(平成 30 年度末) |
|--------------|----------|----------------|
| 特定基地局数 | 0 局 | 0 局 |
| 特定基地局の人口カバー率 | 0% | 0% |
| 高度特定基地局の開設数 | 0 局 | 0 局 |

3 安全・信頼性を確保するための対策

人為ミスの防止対策、設備容量の確保対策、ソフトウェアバグの防止対策、及びその他対策の観点について、開設計画どおり取り組んでいる。

4 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

MVNOについて、ソフトバンクと直接契約をしている事業者の総数は、419者である。

5 混信等の防止に関する事項

認定開設者2者において以下のとおり実施している。

<既設の無線局等との混信防止>

- ・認定開設者間で、宇宙無線通信の業務を行う地球局との混信防止に関する特定基地局と地球局間の干渉保護基準及び隣接周波数の場合のフィルタ効果の考え方等の協議方針について、認定開設者間で概ね合意。
- ・上記の協議方針に関しては、3.5GHz 帯で締結済みの合意内容に影響が及ぶ可能性があることから、3,480~3,600MHz の周波数を使用する既存事業者と事前に協議を実施し、合意。
- ・上記の合意に基づき、宇宙無線通信の業務を行う既存無線局の免許人うち2者と周波数共用に係る協議を開始し、地球局の干渉保護基準及び隣接周波数の場合のフィルタ効果の考え方等について概ね合意。

<他の認定開設者との混信防止>

- ・平成30年8月に、認定開設者間における特定基地局の送信開始時刻等について同期をとるための具体的な措置に関する事項、その他の他の認定開設者の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る合意書を締結。

<受信設備に係る体制>

- ・衛星受信専用設備の設置者からの問合せ対応窓口について、3,480~3,600MHz の周波数を使用する既存事業者との協議を開始し、下記の内容を合意。
 - 3.5GHz 帯で設置済みの窓口業務を 3.4GHz 帯の問い合わせ対応等にも拡張して実施すること
- ・上記の合意に基づき、3.5GHz 帯で設置済みの窓口業務に係る委託契約書及び仕様書に関して、3.4GHz 帯の拡張に係る追加・変更内容を取りまとめた。

6 電波の能率的な利用の確保

| | 今四半期の 実績値 | 計画値 (平成30年度末) |
|--------------------------------|--------------|------------------|
| 指定済周波数を使用する基地局数 | 169,214局 | 167,280局 |
| 指定済周波数を使用する基地局の 人口カバー率 | 99.9% | 99.9% |
| 4G基地局の開設数 | 71,928局 | 54,999局 |
| 4G基地局の人口カバー率 | 94.5% | 92.6% |
| 特定基地局又は指定済周波数による エリア外人口の解消数 | 413人 | 0人 |
| 特定基地局又は指定済周波数による 面積カバー率 | 70.1% | 70.4% |

7 その他

特記事項はない。

2. 確認結果

開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認した。